

常時雇用している労働者数が100人以下の
事業主の皆様へ
～ **6人以上**の障害者を雇用していませんか？ ～

該当すると

平成29年度申請は、平成28年4月から平成29年3月までの雇用障害者数をもとに

常時雇用している労働者の総数が**100人以下**である月が**8ヶ月以上**あり、

①「4月から3月までの各月ごとの常用雇用労働者数 × 4 / 100の合計数」 又は

②「**72人**」

のいずれか多い数を超える障害者を雇用している事業主

報奨金の支給申請が可能です (注1)

報奨金の額 = (各月ごとの算定基礎日における雇用障害者数の合計数

- ①又は②のいずれか多い数)
× 1人あたり **月21,000円**



報奨金申請事業主が

在宅就業障害者又は在宅就業支援団体に対して仕事を発注した場合、
支払った業務の対価を支払っている場合は

特例報奨金の支給申請が可能です (注1)

(注1) 申請期限を過ぎた申請に対しては支給できませんのでご注意ください。
平成29年度申請は平成29年7月31日締切りです。

報奨金の申請では...

(確認してみましょう!)

・申請対象期間(=申告の前年度)の各月における人数等の報告が必要です

- ①常時雇用している労働者数
- ②雇用障害者数
- ③雇用障害者の労働時間数(所定労働時間及び実労働時間)

・次の添付書類が必要です

- ④源泉徴収票等(写) (労働時間の状況を明らかにする書類)
- ⑤障害者手帳等(写) (障害の種類や程度を明らかにする書類)



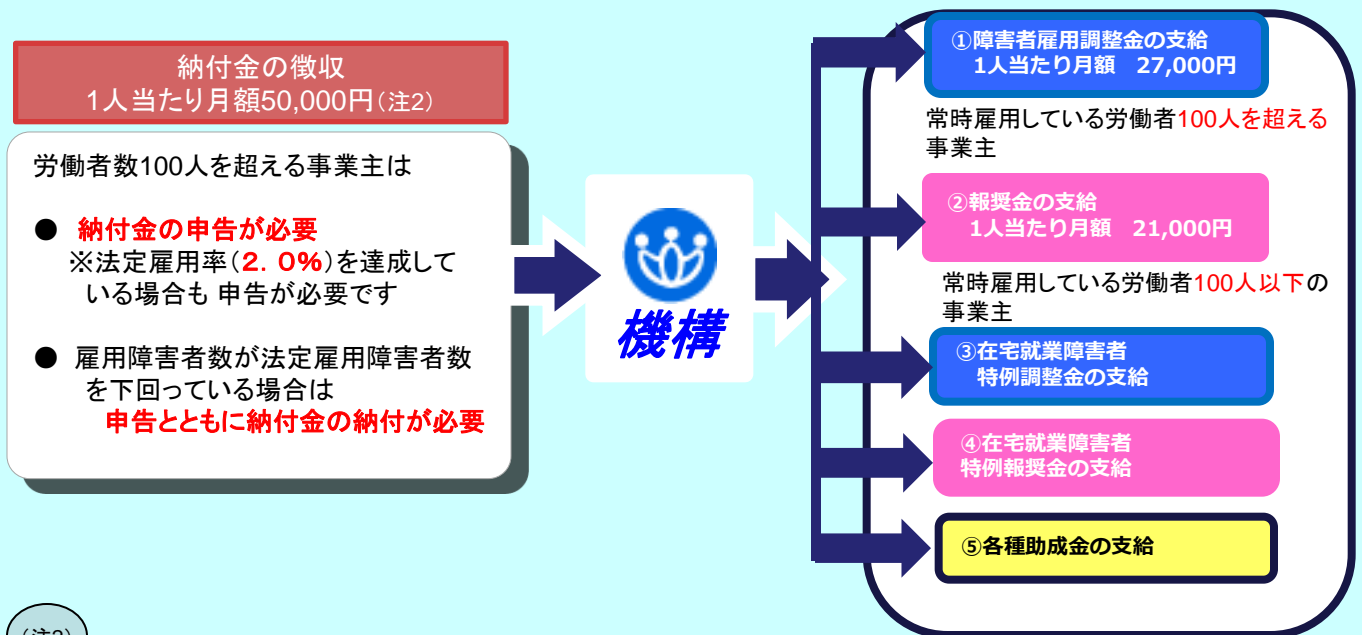
障害者雇用納付金制度とは

障害者を雇用するには、作業施設や設備の改善、特別の雇用管理等が必要となるなど、一定の経済的負担を伴うこともあり、「障害者雇用率制度」に基づく雇用義務を守っている企業とそうでない企業とでは、経済的負担のアンバランスが生じます。

障害者の雇用に関する事業主の社会連帯責任の円滑な実現を図る観点から、この経済的負担を調整するとともに、障害者の雇用の促進等を図るため、事業主の共同拠出による「障害者雇用納付金制度」が設けられています。

当機構では、事業主から障害者雇用納付金を徴収するとともに、その納付金を財源として障害者雇用調整金、報奨金、在宅就業障害者特例調整金、在宅就業障害者特例報奨金及び各種助成金の支給を行っています。

◆障害者雇用納付金制度の概要



(注2)

常時雇用する労働者数が100人を超え200人以下の事業主は、平成27年4月1日から平成32年3月31日まで納付金の額が減額特例により 1人あたり月額「5万円」から「4万円」に減額されます。

お問い合わせ先

◎ 障害者雇用納付金制度の詳細、各種助成金について知りたい

- ・ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ (<http://www.jeed.or.jp/>) をご覧いただくか、

岩手支部 高齢・障害者業務課 〒020-0024 盛岡市菜園1-12-10 日鉄鉱盛岡ビル5階
TEL 019-654-2081 FAX 019-654-2081 お問い合わせください

◎ 障害者雇用の具体的な進め方などを相談したい

- ・ 岩手障害者職業センターにお問い合わせください。 TEL 019-646-4117 FAX 019-646-6860
※ 障害者雇用を検討している事業主や、すでに障害者を雇用している事業主の支援ニーズに応じて、採用計画に関する助言から採用後の職場定着に至るまで体系的な支援を行っています。